

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 8
2018年3月

2018年3月13日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第19回口頭弁論が行われました。80席の傍聴席には、50名～60名ほどの傍聴人が来ていました。この日提出された書面は、「財産的損害額の算定に関する主張」と「低線量被ばくの健康被害についての疫学的研究」について、そして、原告の意見陳述書などでした。

■低線量被ばくの健康被害についての疫学的研究

なぜ今、低線量被ばくの疫学的研究が証拠として提出されたのか、と思う方もいるかもしれません。海外では、低線量被ばくの健康被害について大規模な「コホート研究」※1が実施されているそうです。こういった研究論文はすでに各国・各機関で発表されているようですが、それらは英文で発表されており、和訳されたものがありませんでした。そこで、論文がどの程度この裁判で確かな証拠としてだせるものかの判断するためにも、北海道医療大学の統計学の先生に見ていただきながら、和訳された専門用語を裁判官にもわかりやすくするなど、提出するまでの準備に時間を要したからだそうです。

低線量被ばくに関するコホート研究によれば、次のような研究結果が出ているそうです。

・2015年発表 英米仏3国の核関連施設従事者30万8297名を対象とした国際共同研究では、白血病(慢性リンパ性白血病をのぞく)による死亡の過剰相対リスク※2が被ばく線量に比例して増加することを確認。また、白血病以外のすべてのがんによる推定死亡率も、被ばく線量に比例し増加していることを確認。この研究を受

けて、WHO※3のがん専門機関である国際がん研究機関は、低線量被ばくであっても核関連施設従事者の白血病による死亡リスクは増加していると発表。

・2015年発表 スイスで16歳未満の子どもの対象として、がん発生例を2008年までさかのぼって調べた結果、放射線感受性の強い16歳未満という年齢層では、わずか0.2μSv/h以上の線量(自然放射線)でも、健康被害と因果関係があると発表。

ほかにも、イギリスにおける研究で、2012年、2013年に低線量被ばくにより小児白血病や脳腫瘍の罹患リスクが高まる、という研究発表がされています。これらの研究は、数年程度の比較ではなく、追跡期間が980年～2006年とか、1985年～2002年と長期にわたります。



2011年12月22日に策定された、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ※4」の報告書では「UNSCEAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)やWHO、IAEA(国際原子力機関)等国际機関における合意として、子どもを含め一般住民では、白血病などほかの疾患の増加は科学的に確認されていない」と書かれているそうです。でも、前述の様々なコホート研究によると、各国で「確認されている」わけで、もはや、日本の低線量WGの報告書の内容は古い、とわかります。さらに、コホート研究の結果は、避難の合理性や正当性を示す証拠ともなり、今回、研究結果を提出したことの重要性を感じます。

■国の反論

裁判で被告側は、原告のように「要旨の読み上げ」、つまり、提出した書面の内容の一部を裁判で声を出して読み伝える、という事をしません。なので、私は、被告側がこの日の裁判で何に反論し、何を主張したのかは、裁判後に弁護士さんから配布される

※1 コホート研究→個人ではなく集団を対象としてさまざまな疾病の発生原因や予防などを統計学的に研究するために、特定の状況に暴露した集団と暴露していない集団を一定期間追跡して疾病の発生率を比較し、要因と発生の関連を調べる研究のこと。疫学においては最もオーソドックスな研究手法のひとつ。

※2 過剰相対リスク(過剰相対危険度)→疫学における指標のひとつ。まず、暴露した集団と暴露していない集団の疾病のリスク比を「相対リスク(相対危険度)」といい、暴露によるリスクが高い場合に出されるのが「過剰相対リスク(過剰相対危険度)」という。比を出すには、決められた計算式がある。

※3 WHO→世界保健機関(World Health Organization)の略。1948年設立され、本部はスイスのジュネーブにある。人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関(国際連合機関)。

※4 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ→2011年11月、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出を行う検討の場として日本政府につくられた専門家のあつまり。略して、「低線量WG」と表記される。会合は2011年11月9日～12月15日まで計8回行われ、同年12月22日に報告書が策定。

被告側の「準備書面の目次」から推測します。今回、国が提出した「目次」を読むと、前回の裁判で原告が主張した「リスク認知※5（因果関係論）」への反論と、主位的主張、つまり「失われた暮らしそのものに対する包括請求（原告一律での請求）」への反論でした。

この目次の中に、とても長い目次を見つけました。

「原告らの主張は、不安感等の主観的利益が賠償の対象となるには危険が現実化する客観的根拠ないし科学的根拠を何ら要しないとするものであり、従来の裁判例の判断枠組みとは大きく異なること」

リスク認知についての反論のひとつですが、なかなか裁判用語はわかりにくいですね。こういう意味だと思えます。

「原告は、リスク認知による不安感や恐怖感も賠償の対象としているが、リスク認知についての研究論文などが証拠になりうるなら、危険を証明するための現実的な証拠も、科学的な知見に基づく理由もいらないよ、と言っているようなものであり、それは、今までの裁判からかけ離れた話だ」

今回起きたような原発事故は、日本ではだれも経験したことのない、前例のないことです。見えない放射性物質が大気中に放出され続ける「不安・恐怖」の本質を追求した研究やレポートに、被告にも真摯に向き合ってほしいな、と思いました。

■京都、首都圏、浜通りの集団訴訟判決

3月に三つの判決が出ました。15日に京都、16日に首都圏、22日に浜通りと続いた判決。裁判所は、京都も首都圏も、国の過失責任を認めました。今まで、国と東電に賠償を求めた集団訴訟の判決は5件、そのうち、千葉を除く4件で責任が認められています。千葉に関しては、津波予見可能性については認めていましたが「たとえ、予見して回避するための対策を行ったとしても、今回の事故を回避することはできなかった」という理由で、結果回避可能性は認めない、ということになったそうです。北海道訴訟でも、「たとえ対策をしても、今回起きた津波から事故はのがれられなかった（それだけ、予測もできないほどの大きな津波に見舞われた）」と、国の弁護人が言っていました。



津波予見可能性は、今、原発事故以外の訴訟でも争点になっています。児童、教員84名が犠牲となった石巻市大川小学校の訴訟のことはみなさまご存知だと思いますが、ここでも、予見可能性と防災対策が議論されています。原発事故の裁判でよく出てくる「長期評価」は、政府の地震調査研究推進本部に平成7年（1995年）に設置された「長期評価部会」による地震発生の可能性を評価したレポートです。人の命とくらしを守るため続けられているであろうこの専門家集団の取り組みを、その目的のために活かしてこなかったのだな、とつくづく思います。

この日の進行協議でも、津波予見可能性と結果回避可能性について、裁判所からは突っ込んだ質問があったそうです。国に対しては、国が行ってきた「長期評価」の位置づけについて早く回答を出すよう求め、原告に対しては、「どうしたら回避できたのか」という回避可能性について細かい説明が求められたそうです。原告はすでに回避方法について主張しており、被告は「それをやっても今回の津波では回避できなかった」と反論しており、その反論に対する再反論を予定しているか、などの質問があったようです。

■今後の裁判

次回は6月12日（火）、次々回は9月11日（火）です。原告の意見陳述書は次回までに全員分の提出ができ、原告からの主張は概ね終わりに近づいているようです。東電は今回、避難指示等区域内避難に関する主張をしており、次回は、区域外避難に関する主張をする予定、国は、今回原告が主張した低線量被ばくに関する反論をする予定です。準備書面の提出は、通常、期日の1週間前だそうですが、裁判所は5月末まで提出するように伝えており、それだけしっかり読みたい、ということかもしれません。裁判が終盤に近付いてきた、という空気を傍聴している私も感じます。

今までのペースだと、年内の裁判はあと3回ですが、9月か12月には主張のやり取りは終了し、尋問がはじまるでしょう。尋問がはじまると、法廷が開かれる回数は増え、原告の方が直接話をするようになると思います。まだ、傍聴に来たことがない原告の方は、次回、次々回に来て、裁判長や被告弁護人など、この裁判に関わる「人」を知っておいた方がよいような気がします。

傍聴人 金榮 知子

※5 リスク認知→前回の第18回口頭弁論期日に原告が提出した書面の中に、同志社大学教授 中谷内一也氏の意見書や、福島県での裁判で中谷内氏が証言したときの尋問調書を提出している。中谷内氏は心理学博士であり、人間の「リスク認知」について意見を出しており、避難の合理性を認める証拠として提出されている。

